

「中海の水質及び流動会議」設置要綱

(目的)

第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善策の評価・検討を行う部会として「中海の水質及び流動会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議における調査・分析結果並びに水質改善策の評価・検討結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。

(所掌事務)

第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 水質及び流動などの調査・分析
- (2) 水質改善策の評価・検討
- (3) その他必要な事項

(構成)

第4条 会議の構成員は別表のとおりとする。

- 2 会議は、中海会議の開催県の環境担当課長が主宰する。
- 3 会議においては、学識経験者等に意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課、島根県環境生活部環境政策課及び国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置き、会議の開催県の事務局が主務を掌る。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附則

この要綱は、平成22年9月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

別表（第4条関係）

構成員

団体名	職名
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所長
環境省中国四国地方環境事務所	環境対策課長
農林水産省中国四国農政局	農地整備課長
鳥取県	生活環境部 環境立県推進課長 くらしの安心局水環境保全課長 衛生環境研究所長 令和新時代創造本部 参事 農林水産部 農業振興監農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 西部総合事務所 環境建築局長
島根県	環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 健康福祉部 保健環境科学研究所長
米子市	市民生活部長
境港市	市民生活部長
松江市	環境エネルギー部長
安来市	市民生活部長